

公益財団法人

日本バレーボール協会

ドーピング防止のしおり

2012年版

公益財団法人 日本バレーボール協会

アンチ・ドーピング委員会 編

2012年1月1日 発行

注意：ドーピングに関する規則は毎年変更される可能性があります。本ガイドブックの内容は2012年12月31日まで有効です。有効期限内でも適宜情報の更新をおすすめします。

1 はじめに

平成 16 年の第 11 回 Vリーグ大会以降、JVA は、Vリーグ、Vプレミアリーグを中心に自主的に競技会ドーピング検査を実施してきた。その間、ドーピング問題は、国家レベルのものとなり、“ドーピング防止条約”という法律になり、スポーツ界で避けては通れないものになった。財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)も文部科学省の委託を受け、ますます積極的にドーピング検査を実施し、JVAでも国内大会においてJADAの手で競技会ドーピング検査を実施している。それ以外にも全日本選手(候補選手も含むJOC強化指定選手)に対しては、競技会外ドーピング検査が、一年を通して抜き打ち的に合宿所等で実施されている。ドーピング検査は、国民体育大会でも毎年 150 件程の検査が実施されており、今や、オリンピックや世界選手権、ワールドカップなどの公式世界大会だけのものではなく、また、FIVBからも日本国内でもっと積極的にドーピング検査を行うように指導を受けている現状である。

JVAの自主的検査で 2004 年(平成 16 年)以降これまでに一人の違反者を出してしまった。禁止物質の内でも治療によく使われるために指定物質(当時)になっている薬を許可された使い方をしながらも量が多過ぎて検出許容量を越えていたために違反とみなされ、いかなる弁明も通じず“警告”という判定を受けたものである。JVAアンチ・ドーピング小委員会では、JVAホームページ上でガイドラインを示し、メールにてQ&Aに対応しており、Vプレミアリーグのトレーナー・マネージャーを主とした諸氏からのメールによる質問にその都度返事をしてきた。“アンチ・ドーピング”が大分浸透してきたと思われるが、質問者、チームによっては、まだ理解度に差を感じざるを得ない。“アンチ・ドーピング”=ドーピング防止は、選手個人に関わる問題以外の何物でもなく、違反として引っかければ選手生命が絶たれ、当然、チームにも多大な影響が降りかかることになる。

このしおりでは、JVAアンチ・ドーピング小委員会の啓発活動として、改めてJVAにおけるドーピング防止活動のあらましと最近の動向と注意点を提示する。

2 ドーピングとは

ドーピング(doping)とは英語のdope(麻薬、薬物)から来ている言葉で、一般的にはスポーツ選手が薬物を使用して競技能力を高めることを言う。現在世界ドーピング防止規程による「ドーピング」の定義はかなり複雑で、薬物の使用だけがドーピングではない。「dope」という言葉の由来は古代アフリカの儀式に使用した飲み物と考えられ、儀式において高揚した雰囲気を出すために飲用されていた飲み物をdopeと呼んだのが始まりだといわれている。当初競争馬などの動物に薬物を服用させて能力を高めることが行われていたようで、スポーツ選手に使用されはじめたのは、1880年代の自転車競技においてだといわれ、オリンピックにおける最初のドーピングによる死者は1960年にローマ大会の自転車競技において発生し、この時使用された薬物はアンフェタミンであった。かねてよりドーピングによる悪影響を危惧していた国際オリンピック委員会IOCは、1962年のグルノーブ

ル冬季、メキシコ夏季オリンピックからドーピング検査を開始した。1999年には世界アンチ・ドーピング機構WADAが設立され、オリンピックに限らず全ての競技選手のドーピングについて管理する態勢が整った。日本では財団法人日本アンチ・ドーピング機構JADAが2001年に設立され、各競技団体が加盟した。2006年には、ユネスコによる「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を文部科学省を通じて日本国として批准し、以後は、国家行政レベルの活動（条約・法律）となったのである。

日本バレーボール協会でもかねてからアンチ・ドーピング＝ドーピング防止に対する対策を講じ、日本で開催される国際大会でドーピング検査を実施してきたが、2003年（平成15年）からは自主的に国内大会でもドーピング検査を開始し、選手、指導者への啓発・教育を実施しているところである。

ドーピングがなぜ「悪いこと」であるのか？それは、（1）健康を害する（2）フェアではない（3）社会に与える影響が大きい、という理由である。（1）については、例えば筋力増強を目的として男性ホルモンを女性に使用することにより、女性の男性化、不妊といった副作用が認められる。心臓への負担が大きく、死にいたることもあるということである。（2）については、通常のトレーニングではなく、特定の選手だけが能力を高めることは競技を行うにあたって、フェアであるとは言えないということである。（3）については、例えばアメリカ大リーグ選手のドーピング使用に影響されて、アメリカの若者が筋力増加目的にステロイド剤を使用しているといった報告もあり、有名選手のドーピングは社会的に悪影響を与える可能性が高いという理由である。

3 ドーピングの規則

現行のドーピングの規則は、2003年3月に制定された世界ドーピング防止規程を基にしており、世界に唯一の規則とされており、2009年1月1日に改訂された。日本バレーボール協会JVAでは世界ドーピング防止規程、日本ドーピング防止規程、国際バレーボール連盟医事規程に準拠した規程を作成している（後掲）。世界ドーピング防止規程は、世界アンチ・ドーピング機構WADAのホームページで閲覧でき、世界ドーピング防止規程の原文と日本語訳や日本ドーピング防止規程は、日本アンチ・ドーピング機構JADAのホームページで閲覧できる。

「世界ドーピング防止規程」は、「検査に関する国際基準」「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」「禁止表国際基準」を付す。

1) ドーピングの定義

一般的には、ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することであるが、世界アンチ・ドーピング規程、日本ドーピング防止規程によるドーピングの定義は「ドーピングとは世界ドーピング防止規程に定められた一つあるいは複数のドーピング防止規則違反が発生すること」とされており、詳細は以下のとおりである。

- ・ 競技者の生体からの検体に禁止物質あるいはその代謝物又はマーカーが存在すること。

- ・ 禁止物質、禁止方法を使用すること、又は使用を企てること。
- ・ 検体採取を受けない、もしくは正当な理由なく検体採取を拒否すること、又はその他の手段で検体採取を回避すること。
- ・ 必要な居場所情報の提供を怠ることを含め、競技会外検査における競技者に関する義務違反を行う、あるいは、合理的な規則に基づいて通達された検査に現れないこと。
- ・ ドーピングコントロールの一部を改ざんする、または改ざんを企てること。
- ・ 禁止物質および禁止方法を所持すること。
- ・ 禁止物質、禁止方法の不法取引を実行すること。
- ・ 競技者に対して禁止物質又は禁止方法を投与、使用すること、又は投与、使用を企てること。

ここで注意すべきは、本人にドーピング行為をするつもりがなくても、禁止物質が検出されればドーピング防止規則違反であること、また、禁止物質が検出されることだけでなく、ドーピング検査を拒否したり、検査に出頭しない行為もドーピング防止規則違反となることである。

2) 禁止物質

ドーピング検査において規制の対象となるのは、内服薬や注射薬などの薬剤だけでなく、輸血や隠蔽行為も含まれる。禁止物質等の定義、品目は毎年1回以上更新され、2003年の世界ドーピング防止規程の制定以降、「禁止表国際基準」として毎年1月1日に改定されてきており、少しずつ禁止物質等の内容は変更されている。選手側からも常に注意が必要で、禁止物質等の詳細は「禁止表国際基準」としてWADAあるいはJADAのホームページにて閲覧できるので確認しておくことが肝要である。

3) 制裁

ドーピング検査において陽性と判断された場合、選手に制裁が適応され、内容は以下のとおりである。

- ・ 1回目の違反：2年間（悪質な場合4年）の資格停止と成績の失効
- ・ 複数の違反：一生涯にわたる資格停止まで加重事情により延長される

4) 特定物質

禁止物質の中で、医薬品として広く市販され、不注意で違反しやすいものが「特定物質」として扱われ、「特定物質」は禁止物質と共に毎年指定される。違反した禁止物質が特定物質であり、競技力向上を目的としたものでないことを競技者が証明できれば制裁が軽減されることがある。

5) TUE (Therapeutic use exemptions) について

TUEとは、「治療目的使用に係る除外措置」のことで、禁止物質や禁止方法を医学的必要性をもって治療として使用したい場合の申請です。2008年12月31日までは、TUEには標準TUEと略式TUEの2種類があったが、2009年1月1日より(標準に)一本化された。他に適切な治療法がなく、止むを得ず必要な治療に対しては、全ての禁止物質や禁止方法

に関して、「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」に則り、「選手の治療として使用したい」と申請することができる。TUEの申請書式と記入例は、日本アンチ・ドーピング機構のホームページからダウンロードすることができ、選手本人と主治医が書類を記載して提出するのであるが、審査のために病歴、診察所見、検査結果などの診断根拠を添付する必要がある。国際バレーボール連盟や日本アンチ・ドーピング機構から使用の許可が出た場合に薬を使用することができるのである。

6) 国際級競技者・日本オリンピック委員会（JOC）強化指定選手に対する扱い

「競技会外検査と居場所情報」

Vリーグ等国内大会のみのドーピングコントロールであれば大会期間中だけの対応でよいと思われるが、国際級競技者・JOC強化指定選手に対する競技会外（抜き打ち）検査は一年中実施される可能性がある。国際級競技者は、世界アンチ・ドーピング機構、国際バレーボール連盟、日本アンチ・ドーピング機構のいずれからも検査される可能性があり、決してVリーグ開催中だけのことではなく、一年中関わらなければならないことを認識していなければならない。競技会外検査の対象禁止物質も変更されており、当該選手は病気の治療に対して一年中気を配っていなければならない、治療を受ける医師に対してもドーピング回避を説明して対処してもらわなければならないことになる。

このために当該選手は、原則個人的にADAMS等により居場所情報の通知義務があり、合宿先や遠征先の居場所を日本アンチ・ドーピング機構（JADA）に対して絶えず報告をしなければならない。選手は国内外を問わず毎日、1日のうち午前6時から23時の内で60分の検査可能時間を明示して登録し、変更は速やかに行う必要がある。もし競技会外検査の対象となった場合に居場所が不明になって、指名された検査ができないとペナルティーになる。18ヶ月間に3回でドーピング検査を“拒否”したことになり、“違反”の扱いになってしまう。この居場所情報は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が共有し、WADAから国際バレーボール連盟（FIVB）にも伝えられる。

※ JADAによる競技会外検査は、バレーボールのような団体競技では「ADAMSに報告する1時間枠」でなく、全日本合宿時に行われる。ただし、ビーチバレーについては個人競技に扱われるので「個人登録」を怠らないこと！

当該選手は、居場所報告だけでなく、TUEも一年を通じてFIVBに申請し、受信証明書・治療許可証を絶えず携帯していなければならない。

4 ドーピング検査の実際

1) 競技会検査と競技会外検査

ドーピング検査には、「競技会検査」と「競技会外検査」がある。

「競技会検査」は競技会の際、競技会に参加した選手を対象とした検査のことで、国際バレーボール連盟、日本バレーボール協会が主催する大会においては、検査対象試合の試合直後に実際に競技に参加登録された選手からくじ引きで検査対象選手を決め、試合後に

ドーピング検査を行う。

「競技会外検査」は競技会の時ではなく、普段の練習や合宿の際あるいは在宅中に抜き打ち的に行われる検査で、現在では、国際級競技者すなわち国際バレーボール連盟登録選手および日本オリンピック委員会強化指定選手が競技会外検査の対象者となる。競技会外検査の対象となる可能性のある選手については、抜き打ち検査に支障ないように、国内外を問わず、普段の練習場所や合宿場所などの居場所情報の報告が一年中義務付けられる。

未成年者が対象者になった時には、検査の一連に成人の同伴者を必要とする。

2) 尿検査の実際

検査対象選手に決まると、競技会検査、競技会外検査いずれでも検査員によって選手本人に対象選手になったことが通告され、通告された選手は可能な限り早急に検査室に入室しなければならない。その間、選手は同性の検査員に常に行動を共にされて監視される。

検査室内には禁止物質を含まない飲み物が用意されており、入室後尿意を催すまで待機。検査の用意ができたなら同性の検査員の監視の下にトイレにて採尿。必要十分な量が採尿できたら、検査容器に尿を入れ、検査記録書に必要事項を記入して検査は終了。この際、検査直前7日間に使用した薬剤について申告する必要がある。また、薬剤によっては、検査時に診断名、薬剤名、処方した医師名や病院名を公式記録書に申告・記載した方がよい場合があるので、治療や処方を受けた場合には、医師から内容を必ず確認し、申告できるように準備しておく必要がある。ドクターかトレーナー、マネージャー等を同伴させ、適切に検査されたか監視してもらい本人とともに署名することになる。

3) 検査結果の通知

通常1～2週間で検査結果が判明するが陰性の場合には通知はない。陽性の場合には本人および財)日本バレーボール協会に通知があるので、通知の内容に従って異議申し立て等対処する必要がある。なお、各自で検査結果を確認したい場合には、国際級競技者・JOC強化指定選手はADAMSで、それ以外の選手は財)日本バレーボール協会に問い合わせて確認することができる。

5 禁止表(2012年禁止物質の一覧表)における変更点・注意点

・ S3.ベータ2作動薬

サルブタモール、サルメテロールの吸入薬に加えてホルモテロールの吸入薬も例外として使用可能となった。

「使用の申告」＝「ドーピング検査時、及びADAMSによる申告」は不要であるが、閾値を越えて検出されると治療のためとはみなされず、適正使用の弁明は非常に難しいので投与量には注意を要する。

禁止方法

- ・ M2.1 医学的目的のためのカテーテルの使用は認められる。
- ・ M2.2 禁止される静脈内注入の量と頻度は、6時間あたり50mlを超えたものであ

るとされた。医療機関の受診過程（救急搬送中、外来、入院中の処置全て）、または臨床検査において正当に受ける静脈内注入は除く。

- M2.3 いかなる量でも血液を採取し、操作を加えて、再び戻すことは禁止される。

競技会時に禁止される物質

- S6. 興奮薬

アドレナリンの鼻、眼等への局所使用は禁止されない。

エフェドリン・メチルエフェドリン $10\mu\text{g/ml}$ を超える場合禁止。

プソイドエフェドリン ($150\mu\text{g/ml}$ を超える場合) を超える場合禁止。

プソイドエフェドリン 240mg を1日に服用すると違反値を超える。

少なくとも競技 24 時間前までには服用を中止すること！

- S9 糖質コルチコイド

禁止される投与経路（経口・静脈内・筋肉内・経直腸使用）に変更はない。

「使用の申告」＝「ドーピング検査時の申告」は不要となる。

閾値を越えて検出されると局所の適正使用の弁明は難しいので投与量には注意を要する。

TUE（治療目的使用に関する除外処置）に関する注意点

- 1) 国際レベル選手（JVAでは主にシニア代表選手・JOC強化指定選手等）はFIVB（FIVB）への申請が必要。ただしFIVB主催大会においては国内レベル選手（ジュニア・ユース・ユニバ代表選手）でもFIVBへの申請が必要。
- 2) 国内レベル選手（上記以外の選手）はJADAへの申請が必要。
- 3) 大会参加30日前までに競技者が申請する。
- 4) 標準TUEのみとなる。TUEを必要としない場合でも遡及的TUEを求められることもあり得るので治療や処方を受けた場合には、医師から内容（診断名、薬剤名、処方した医師名や病院名等）を必ず確認し申請できるように準備しておくこと。
- 5) 喘息の吸入 β 作用薬について、推奨される治療法に従って吸入使用される以外は禁止される。「ドーピング検査時及びADAMSによる使用の申告」は不要となったが、陽性検出時には適正使用の弁明は難しくなるので投与量には特に注意を要する。
- 6) 糖質コルチコイド（副腎皮質ステロイド）は経口・静脈内・筋肉内・経直腸使用は禁止される。局所使用（皮膚外用や耳、鼻、眼など）には申請不要。関節内等の局所注射は禁止されていないが筋肉内注射と同等の体内移行が考えられ投与には慎重を要する。陽性検出時には適正使用の弁明は難しくなるので投与量には特に注意を要する。
- 7) 静脈内注入（注射、点滴）について
 - 静脈内注入は禁止される、したがって実施する時にはTUE申請が必要となる。
 - 静脈内注入を禁止する理由は、血液の希釈を禁止する・水分過剰を禁止する・禁止物質の投与を禁止するためである。

- ・ 静脈内注入とは、針や同様の機器を使用し、静脈を介して液体を供給することと定義する。
- ・ ただし、外科的処置の管理、救急医療、または臨床検査における使用は禁止されず、TUEも必要ない。
- ・ 以下のような静脈内注入の正当な医学的使用は禁止されない。
 - 蘇生手技を含む緊急処置
 - 失血に対する血液代用液または血液の投与
 - 外科的処置
 - 他の投与経路が不可能な場合（難治性の嘔吐等）の薬物および液体の投与で、それらは良質な医療慣行に従うものであること。ただし運動によって引き起こされた脱水に対する静脈内注入は禁止される。
- ・ 単純な注射筒による注入は手段として禁止されない。ただし注入される物質が禁止されておらず、その量が6時間あたり50mlを超えない場合に限る。

6 特に注意すべき事柄

禁止物質（禁止薬）について

1 風邪薬について

市販の総合感冒薬のほとんどが「エフェドリン」か「メチルエフェドリン」という禁止物質を含んでいるので風邪をひいて薬が欲しいときはできるだけ病院を受診し、禁止物質が含まれていない薬を処方してもらうようにすること。

2 副腎皮質ステロイドについて

副腎皮質ステロイドは内服薬、坐薬、注射薬、外用薬、点眼薬、点鼻薬、吸入薬などに含まれていてよく使われるが、投与経路によって禁止物質としての適応の変わる、ややこしい薬剤で、使用にあたっては慎重に判断し必ず専門家の意見を聞くこと。

3 サプリメントについて

2002年に国際オリンピック委員会がサプリメントの成分を調べたところ、14.8%において筋肉増強剤が含まれていた（対象に日本製品は含まれず）。サプリメントは食品に扱われていて、その成分が正確に表示されていないものであり、禁止物質が混入している可能性が多々あると言わざるを得ない。日本アンチ・ドーピング機構では認定商品の制度を作っており、認定商品マークが添付されている商品はドーピング検査に問題のない商品で、日本アンチ・ドーピング機構ホームページには最新の認定商品が掲載されている。使用はこの範囲にされたい。

4 漢方薬について

漢方薬は、その組成についてわかっているものだけが表示されているもので、わかっている成分に禁止物質と類似の物質がある可能性が多々ある。また、その有効成分が「エフェドリン」や「ストリキニーネ」といった禁止物質であるものが多い。一概に全部だめ

とは言えないが、大丈夫といえる根拠に乏しいものがほとんどである。知らなかったでは済まされないので注意が必要で、極力使用は控えて、わかっているものだけで作られている薬を使用すべきである。

5 喘息に対するβ2作用薬について

β2作用薬の使用は競技会外でも禁止となっている。対応に変遷があり、まだ未確定な難しい薬剤である。喘息吸入薬の一部のみ使用を可能にしているが、使用要件を満たす医療診断記録を保持している必要がある。

6 糖質コルチコイドについて

糖質コルチコイドの経口投与、直腸内投与、静脈投与、筋肉投与は、全身投与とされるので禁止。糖質コルチコステロイド剤の非全身投与(関節内/関節周囲/腱周囲/硬膜外/皮内注入および吸入)、皮膚(イオントフォoresis/フォノフォoresisを含む)、耳、鼻、目、口腔内、歯肉および肛門周囲の疾患に対する局所的使用は可能であるが、尿中濃度が一定以上になると全身投与をしたとみなされるので使用時期、使用量には注意が必要。

7 静脈注射について

静脈内注入は禁止されるが、医療機関の受診過程(救急搬送中、外来、入院中の処置全て)、または臨床検査において正当に受ける静脈内注入を除くとなり、その他はTUEが必要である。しかし、競技力向上に影響させる目的でなく、必要とする医師の判断があれば診療所や、宿舎や競技会会場などでの点滴注射は、事後の遡及的TUEの提出可能であったが、許容範囲は不明である。薬の内容はもとより、禁止対象が「隠蔽」という「禁止方法」にあるので、「実施すること事態」が問われるもので、事後とはいえ、審査で不相当と言われかねないので正当な緊急の医療行為といっても実施には注意が必要。

8 禁止薬物を用いての治療について

疾病治療のためにやむを得ず禁止薬物を使用しなければならない時には、全ての禁止薬物について「Therapeutic Use Exemptions 治療目的使用の除外措置申請」が可能であるが、この場合には、「他に治療法がないという医学的診断証明資料」をもって、審査の上許可不許可が決定されることになる。

9 必ず守ってほしいこと!!!

- 1) 病院で処方を受ける際には自分がスポーツ選手であり、ドーピング検査対象となる可能性のあることを担当医に申し出る。
- 2) 市販薬、病院での処方薬は成分を確認し、問題ないことを確認してから使用する。
- 3) 分からないことがあったら必ず相談する。

10 相談できるところ 疑問・質問 解決コーナー

世界アンチ・ドーピング機構（WADA）ホームページ

世界アンチ・ドーピング規程、最新の禁止物質リストが入手可能。全文英語。

<http://www.wada-ama.org/>

日本アンチ・ドーピング機構（JADA）ホームページ

世界アンチ・ドーピング規程の日本語訳、日本ドーピング防止規程などが入手できる。TUEの方法や書類のダウンロードができる。

<http://www.anti-doping.or.jp/main.html/>

日本体育協会（JASA）ホームページ

国体のドーピング検査について解説されている。

<http://www.japan-sports.or.jp/doping/>

日本オリンピック委員会（JOC）ホームページ

<http://www.joc.or.jp/>

国際バレーボール連盟（FIVB）ホームページ

FIVBのMedical regulation が入手できる。全文英語。

<http://www.fivb.org/>

三菱化学メディエンス（公認検査機関MBCL）・ドーピング検査のページ

<http://www.medience.co.jp/doping/index.html/>

日本薬剤師会ホームページ

「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」に使用可能薬が掲載されている。

<http://www.nichiyaku.or.jp/contents/antidoping/default.html/>

日本バレーボール協会（JVA）ホームページ

「アンチ・ドーピング」から各種団体へのリンクがあり、質問コーナーもある。

<http://www.jva.or.jp/>

JVAアンチ・ドーピング委員会メールアドレス doping@jva.or.jp

公益財団法人日本バレーボール協会ドーピング防止規程

2008年4月1日制定

1. 世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程

1.1 日本バレーボール協会は、世界ドーピング防止規程（以下、「WADA 規程」という。）及び日本ドーピング防止規程（以下、「JADA 規程」という。）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなった。

1.2 WADA 規程に基づき、日本バレーボール協会は、以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1) ドーピング防止方針及び規則が WADA 規程及び日本ドーピング防止規程に準拠すること。
- (2) 日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）と協力すること。
- (3) 国際バレーボール連盟と協力すること。
- (4) 日本バレーボール協会に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出するよう義務付けること。
- (5) WADA 規程又は日本ドーピング防止規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. ドーピング防止規程の適用

2.1 本規程は、以下の者に対して適用される。

- (1) 日本バレーボール協会
- (2) 競技者
- (3) 日本代表選手団のメンバー
- (4) 競技者支援要員

2.2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

3.2 日本バレーボール協会に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報を JADA に対し定期的に提出する。

3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

4. 検査

日本バレーボール協会は、WADA 規程及び日本ドーピング防止規程に従い、ドーピング防止機関（JADA を含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

5. 本規程違反

5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

5.2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA 規程及び日本ドーピング防止規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

日本バレーボール協会は、全てのドーピング防止機関による、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が WADA 規程及び日本ドーピング防止規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

7. 財) 日本バレーボール協会が課す制裁措置

7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、日本バレーボール協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、日本バレーボール協会で役職に就く資格を失う。

7.2 制裁措置の期間は、WADA 規程及び日本ドーピング防止規程の各第 10 条及び第 11 条に従って決定される。

7.3 日本バレーボール協会は、違反が 1 回目か 2 回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA 規程及び日本ドーピング防止規程に準拠して判断され、WADA 規程及び日本ドーピング防止規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、日本バレーボール協会は、課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 日本オリンピック委員会 JOC
- (2) WADA 規程第 14.1 条及び日本ドーピング防止規程第 14.3 条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 国際バレーボール連盟 FIVB
- (4) 日本アンチ・ドーピング機構 JADA
- (5) 日本バレーボール協会が通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、日本ドーピング防止規程第13条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りが CAS、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、日本バレーボール協会はドーピング防止規則違反及びそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

本規程は、WADA 規程及び日本ドーピング防止規程に従い解釈されるものとする。

13. 付記

13.1 本規程は、日本ドーピング防止規程の制定に伴い、「財団法人 日本バレーボール協会ドーピング防止規程 ver 1」として平成 20 年 4 月 1 日に制定し、この規程は、平成 15 年 8 月 1 日制定、平成 16 年 1 月 1 日改定、平成 16 年 8 月 22 日改定の「財団法人 日本バレーボール協会 アンチ・ドーピング規程」に代わるものである。

13.2 世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程の改定に伴い、「財団法人 日本バレーボール協会ドーピング防止規程 ver2」として平成 21 年 2 月 1 日改定する。

13.3 法人変更に伴い、「公益財団法人 日本バレーボール協会ドーピング防止規程 ver3」として平成 23 年 4 月 1 日改定する。